

岩見沢市空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要領

(目的)

第1条 この要領は、岩見沢市における空き家の有効活用を通して、定住促進及び地域の活性化を図るため、空き家情報登録制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家」とは、個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物とその敷地又は建物の跡地若しくは造成地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物とその敷地を除く。
- (2) 「所有者等」とは、空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却、賃貸等を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 「空き家バンク」とは、空き家の売却、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、市内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要領は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

2 空き家バンクにおける空き家は、岩見沢市に定住するための住宅として、専ら居住の用に供することを目的とする。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家情報登録制度「空き家バンク」登録申込書（様式第1号）及び「空き家バンク」登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、現地調査を実施しその内容等を確認の上、適切であると認めたときは登録台帳に登録しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録しないものとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号の条件を満たしていない場合。

(2) 登録の申込みを行った所有者等が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。) 第2条第6項に規定する暴力団員に該当する場合。

(3) 建物の老朽化が著しいもの、又は大規模な修繕が必要なもの。

(4) その他市長が、空き家バンクへの登録は適当でないと認めたもの。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、「空き家バンク」登録完了書(様式第3号)を当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適當と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出等)

第5条 前条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者(以下「空き家登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、変更のあった日から1週間以内に「空き家バンク」登録変更届書(様式第4号)に当該事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

2 所有者等は空き家バンクへの登録を削除する際には、「空き家バンク」取消し願い書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(空き家バンク登録の取消し)

第6条 市長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録から2年を経過したとき又は「空き家バンク」取消し願い書の届出があったときは、当該空き家台帳の登録を削除するとともに、「空き家バンク」取消し通知書(様式第6号)を当該登録者に通知するものとする。

(空き家バンク利用の申請要件)

第7条 空き家バンクの情報を受け、空き家を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていかなければならない。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者

(2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、岩見沢市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

(3) その他市長が適當と認めた者

(空き家バンク利用の申込み及び通知)

第8条 空き家バンクを利用しようとする利用登録者は、「空き家バンク」利用申込書（様式第7号）及び誓約書（様式第8号）に希望物件の番号（第4条の規定により登録された登録番号をいう。）その他必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは登録台帳に登録し、「空き家バンク」利用登録完了書（様式第9号）により当該申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めたときは、当該希望物件の空き家登録者へその旨を通知するものとする。この場合において、当該空き家登録者の代理又は媒介を行うものがあるときは、その者に対しても同様とする。

4 前項の通知を受けた空き家登録者又は登録者の代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく当該利用希望者へ回答し、市長へその回答内容を書面にて報告するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第9条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」利用登録変更届出書（様式第10号）を市長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、「空き家バンク」利用登録取消し通知書（様式第11号）を当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 第7条に規定する要件を欠くものと認められるとき。

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(3) 暴力団対策法第2条第6項に該当する者

(4) 申請内容に虚偽があったとき。

(5) 空き家バンク利用登録の取消しの届出があったとき。

(6) 利用登録から2年が経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでは無い。

(7) 利用登録者が死亡したとき。

(8) その他市長が適当でないと認めたとき。

(空き家登録者と利用登録者の交渉等)

第11条 市長は、空き家登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。